

平成31年3月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
予算議案	28
専決処分の報告議案	1
条例議案	13
一般議案	10
補正予算議案	9
合計	61

平成31年3月市議会定例会 提出議案件名

番号	件 名	提出局
1	平成31年度北九州市一般会計暫定予算について	財政局
2	平成31年度北九州市国民健康保険特別会計暫定予算について	
3	平成31年度北九州市食肉センター特別会計暫定予算について	
4	平成31年度北九州市卸売市場特別会計暫定予算について	
5	平成31年度北九州市渡船特別会計暫定予算について	
6	平成31年度北九州市土地区画整理特別会計暫定予算について	
7	平成31年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計暫定予算について	
8	平成31年度北九州市港湾整備特別会計暫定予算について	
9	平成31年度北九州市公債償還特別会計暫定予算について	
10	平成31年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計暫定予算について	
11	平成31年度北九州市土地取得特別会計暫定予算について	
12	平成31年度北九州市駐車場特別会計暫定予算について	
13	平成31年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計暫定予算について	
14	平成31年度北九州市産業用地整備特別会計暫定予算について	
15	平成31年度北九州市漁業集落排水特別会計暫定予算について	
16	平成31年度北九州市介護保険特別会計暫定予算について	
17	平成31年度北九州市空港関連用地整備特別会計暫定予算について	
18	平成31年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計暫定予算について	
19	平成31年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計暫定予算について	
20	平成31年度北九州市後期高齢者医療特別会計暫定予算について	

番号	件名	提出局
21	平成31年度北九州市市民太陽光発電所特別会計暫定予算について	財政局
22	平成31年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計暫定予算について	
23	平成31年度北九州市上水道事業会計暫定予算について	
24	平成31年度北九州市工業用水道事業会計暫定予算について	
25	平成31年度北九州市交通事業会計暫定予算について	
26	平成31年度北九州市病院事業会計暫定予算について	
27	平成31年度北九州市下水道事業会計暫定予算について	
28	平成31年度北九州市公営競技事業会計暫定予算について	
29	平成30年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について	
30	北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について	総務局
31	北九州市特別会計条例の一部改正について	財政局
32	北九州市手数料条例の一部改正について	
33	北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	保健福祉局
34	北九州市国民健康保険条例の一部改正について	
35	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	子ども家庭局
36	北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	
37	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
38	北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部改正について	産業経済局
39	北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	建築都市局
40	北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地地区画整理事業施行規程の一部改正について	
41	北九州市火災予防条例の一部改正について	消防局

番号	件名	提出局
42	北九州市学校応援基金条例について	教育委員会
43	砂津長浜線道路改良工事（27-1）請負契約の一部変更について	技術監理局
44	戸畑枝光線（牧山枝光間）橋梁上部工製作架設工事（30-9）請負契約締結について	
45	北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について	市民文化スポーツ局
46	損害賠償の額の決定及び和解について	保健福祉局
47	鹿児島本線戸畑・枝光間及び鹿児島貨物線浜小倉・黒崎間汐井町牧山海岸線架道橋新設工事委託協定の一部変更について	建設局
48	基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について	建築都市局
49	市有地の処分について	港湾空港局
50	法面崩落災害に係る土砂の撤去に関する和解について	上下水道局
51	取得した土地の瑕疵に関する和解について	
52	包括外部監査契約締結について	行政委員会
53	平成30年度北九州市一般会計補正予算について	財政局
54	平成30年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	
55	平成30年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
56	平成30年度北九州市港湾整備特別会計補正予算について	
57	平成30年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
58	平成30年度北九州市産業用地整備特別会計補正予算について	
59	平成30年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計補正予算について	
60	平成30年度北九州市下水道事業会計補正予算について	
61	平成30年度北九州市公営競技事業会計補正予算について	

No.	件名	要旨
平成 31 年 度 暫 定 予 算 規 模	区分	予算総額
	一般会計	1,868億6,800万円
	特別会計	774億2,445万円
	企業会計	454億1,592万円
	合計	3,097億837万円
1	平成31年度北九州市 一般会計 暫定予算について	予算額 1,868億6,800万円
2	平成31年度北九州市 国民健康保険 特別会計暫定予算について	予算額 225億5,100万円
3	平成31年度北九州市 食肉センター 特別会計暫定予算について	予算額 7,900万円
4	平成31年度北九州市 卸売市場 特別会計暫定予算について	予算額 1億6,170万円

No.	件名	要旨
5	平成 31 年度北九州市 渡船 特別会計暫定予算について	予算額 7,640 万円
6	平成 31 年度北九州市 土地区画整理 特別会計暫定予算について	予算額 10 億 4,900 万円
7	平成 31 年度北九州市 土地区画整理事業清算 特別会計暫定予算について	予算額 523 万円
8	平成 31 年度北九州市 港湾整備 特別会計暫定予算について	予算額 11 億 4,170 万円
9	平成 31 年度北九州市 公債償還 特別会計暫定予算について	予算額 231 億 2,400 万円
10	平成 31 年度北九州市 住宅新築資金等貸付 特別会計暫定予算について	予算額 20 万円
11	平成 31 年度北九州市 土地取得 特別会計暫定予算について	予算額 8 億 7,700 万円

No.	件名	要旨
12	平成 31 年度北九州市 駐車場 特別会計暫定予算について	予算額 4,290 万円
13	平成 31 年度北九州市 母子父子寡婦福祉資金 特別会計暫定予算について	予算額 2 億 2,290 万円
14	平成 31 年度北九州市 産業用地整備 特別会計暫定予算について	予算額 2 億 7,000 万円
15	平成 31 年度北九州市 漁業集落排水 特別会計暫定予算について	予算額 880 万円
16	平成 31 年度北九州市 介護保険 特別会計暫定予算について	予算額 255 億 3,200 万円
17	平成 31 年度北九州市 空港関連用地整備 特別会計暫定予算について	予算額 30 万円
18	平成 31 年度北九州市 学術研究都市土地区画整理 特別会計暫定予算について	予算額 5 億 2,000 万円

No.	件名	要旨
19	平成 31 年度北九州市 臨海部産業用地貸付 特別会計暫定予算について	予算額 1 億 760 万円
20	平成 31 年度北九州市 後期高齢者医療 特別会計暫定予算について	予算額 16 億 2,600 万円
21	平成 31 年度北九州市 市民太陽光発電所 特別会計暫定予算について	予算額 2,870 万円
22	平成 31 年度北九州市 市立病院機構 病院事業債管理 特別会計暫定予算について	予算額 2 万円
23	平成 31 年度北九州市 上水道 事業会計暫定予算について	予算額 106 億 9,956 万円
24	平成 31 年度北九州市 工業用水道 事業会計暫定予算について	予算額 6 億 5,735 万円
25	平成 31 年度北九州市 交通 事業会計暫定予算について	予算額 5 億 9,346 万円

No.	件名	要旨
26	平成 31 年度北九州市 病院 事業会計暫定予算について	予算額 9,578 万円
27	平成 31 年度北九州市 下水道 事業会計暫定予算について	予算額 125 億 366 万円
28	平成 31 年度北九州市 公営競技 事業会計暫定予算について	予算額 208 億 6,611 万円

No
29

平成30年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について

(財政局財務部財政課)

市議会議員補欠選挙を処理するため平成30年度北九州市一般会計補正予算を定めるに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるもの

1 歳入歳出補正額

(単位：千円)

区 分	補正前	補正後	補正(専決)額
歳入歳出額	575,605,871	575,623,871	18,000

2 専決処分年月日

平成30年12月13日

N o
3 0

北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

(総務局人事部人事課)

学校教育法の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

- 1 条例に引用する学校教育法の規定の条項ずれに伴う規定の整備（第4条関係）

現行	改正後
第104条第4項第2号	第104条第7項第2号

- 2 施行期日

平成31年4月1日

N o
3 1

北九州市特別会計条例の一部改正について

(財政局財務部財政課)

市立病院機構病院事業債管理特別会計を設置するため、関係規定を改めるもの

1 特別会計の設置（第1条関係）

名称	事業
市立病院機構病院事業債管理特別会計	市立病院機構病院事業債管理事業

2 施行期日

平成31年4月1日

N o
3 2

北九州市手数料条例の一部改正について

(財政局財務部財政課)

建築基準法の一部改正に伴い、既存建築物の用途の変更に関する制限の緩和に係る認定及び許可の申請に対する審査に係る手数料を新設する等のため、関係規定を改めるもの

- 1 条例に引用する建築基準法の規定の条項ずれに伴う規定の整備（別表関係）

現行	改正後
第 8 7 条の 2	第 8 7 条の 4
第 5 3 条第 5 項第 3 号	第 5 3 条第 6 項第 3 号

- 2 手数料の新設（別表関係）

手数料を徴収する事務	手数料の金額
建築基準法第 8 7 条の 2 第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 8 6 条の 8 第 3 項の規定に基づく既存の一の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	1 件につき 2 7, 0 0 0 円
建築基準法第 8 7 条の 3 第 5 項の規定に基づく建築物の用途変更に係る使用の許可の申請に対する審査	使用する期間が 1 月以内の場合 1 件につき 6 0, 0 0 0 円
	使用する期間が 1 月を超える場合 1 件につき 1 2 0, 0 0 0 円

(次頁に続く)

(続き)

建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途変更に係る使用の許可の申請に対する審査	1件につき160,000円
--	---------------

3 施行期日

規則で定める日

N o
3 3

北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

(保健福祉局総務部総務課)

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率を引き下げる等のため、関係規定を改めるもの

1 災害援護資金の貸付利率の引下げ（第14条関係）

現 行	改 正 後
年3パーセント	(1) 保証人を立てる場合 年零パーセント (2) 保証人を立てない場合 年1パーセント

2 災害援護資金の償還方法の拡充（第15条関係）

現 行	改 正 後
半年賦償還	半年賦償還又は月賦償還

3 施行期日

平成31年4月1日

N o
3 4

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

(保健福祉局健康医療部保険年金課)

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、保険料の基礎賦課限度額等を変更する等のため、関係規定を改めるもの

1 基礎賦課限度額の変更 (第13条関係)

現行	改正後
58万円	61万円

2 保険料の軽減判定所得基準の緩和 (第20条関係)

軽減割合	現行	改正後
5割	世帯主及び世帯に属する被保険者等の所得の合計が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者等の数の合計数に27万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合	世帯主及び世帯に属する被保険者等の所得の合計が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者等の数の合計数に28万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合
2割	世帯主及び世帯に属する被保険者等の所得の合計が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者等の数の合計数に50万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合	世帯主及び世帯に属する被保険者等の所得の合計が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者等の数の合計数に51万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合

3 旧被扶養者減免の期間の変更 (付則第18項関係)

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者に対する保険料の減免措置のうち、被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係るものについては、減免する期間を資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限ることとする。

4 施行期日

平成31年4月1日

<p>N o 3 5</p>	<p>北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について (子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課)</p>
<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、母子生活支援施設に置く母子支援員の資格に専門職大学の前期課程を修了した者を加える等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 母子生活支援施設に置く母子支援員の資格に、都道府県知事の指定する専門職大学の前期課程を修了した者を加える。(第40条関係)</p> <p>2 児童厚生施設に置く児童の遊びを指導する者の資格に、次に掲げる者を加える。(第55条関係)</p> <p>(1) 都道府県知事の指定する専門職大学の前期課程を修了した者</p> <p>(2) 社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者</p> <p>3 児童養護施設に置く児童指導員の資格に、次に掲げる者を加える。(第61条関係)</p> <p>(1) 都道府県知事の指定する専門職大学の前期課程を修了した者</p> <p>(2) 幼稚園の教諭に係る免許状を有する者</p> <p>4 施行期日 平成31年4月1日</p>	

<p>N o 3 6</p>	<p>北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する 条例の一部改正について (子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課)</p>
<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格に専門職大学の前期課程を修了した者を加えるため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 放課後児童支援員の資格の追加（第11条関係） 放課後児童支援員の資格に専門職大学の前期課程において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて修了した者であって都道府県知事が行う研修を修了したものを加える。</p> <p>2 施行期日 平成31年4月1日</p>	

N o
3 7

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(子ども家庭局子ども家庭部保育課)

北九州市立穴生保育所を廃止するため、関係規定を改めるもの

1 保育所の廃止（別表第1関係）

名称	北九州市立穴生保育所
位置	北九州市八幡西区鷹の巣一丁目3番21号

2 施行期日

平成31年4月1日

No 38	北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部改正について <div style="text-align: right;">(産業経済局農林水産部農林課)</div>
----------	---

土地改良法の一部改正等に伴い、関係規定を改めるもの

1 題名の改正（題名関係）

現行	北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例
改正後	北九州市が施行する土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例

2 条例に引用する土地改良法の規定の条項ずれに伴う規定の整備（第1条関係）

現行	改正後
第36条の2第1項	第36条の3第1項

3 施行期日

1 は、公布の日

2 は、平成31年4月1日

<p>N o 3 9</p>	<p>北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(建築都市局計画部都市計画課)</p>
<p>北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を適用する地区整備計画区域を追加するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 追加する地区整備計画区域 (別表第 1、別表第 2 関係)</p> <p>(1) 蛸住団地地区整備計画区域</p> <p>(2) 東田東部地区地区整備計画区域</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日</p>	

N o
4 0

北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程の一部改正について
(建築都市局まちづくり推進部区画整理課)

北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の事務所を移転するため、関係規定を改めるもの

1 事務所の移転（第5条関係）

現行	改正後
北九州市八幡西区大浦二丁目 1 3 番 7 号	北九州市小倉北区城内 1 番 1 号北九州市建築都市局内

2 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

N o
4 1

北九州市火災予防条例の一部改正について

(消防局予防部指導課)

工業標準化法の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

- 1 条例に引用する工業標準化法の規格の名称の変更に伴う規定の整備（第18条関係）

現行	改正後
日本工業規格	日本産業規格（産業標準化法第20条第1項の日本産業規格をいう。）

- 2 施行期日

平成31年7月1日

N o
4 2

北九州市学校応援基金条例について

(教育委員会総務部企画調整課)

北九州市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における、幼児、児童及び生徒の学力及び体力の向上並びに豊かな心の育成、教員の資質の向上等の課題の解決に向けた取組を応援する事業に要する費用に充てるため、北九州市学校応援基金を設置するもの

1 条例の内容

- (1) 設置 (第1条)
- (2) 基金の積立て (第2条)
- (3) 管理 (第3条)
- (4) 運用益金の処理 (第4条)
- (5) 繰替運用 (第5条)
- (6) 処分 (第6条)
- (7) 委任 (第7条)

2 施行期日

公布の日

No 43	砂津長浜線道路改良工事（27-1）請負契約の一部変更について <p style="text-align: right;">（技術監理局契約部契約課）</p>
<p>砂津長浜線道路改良工事（27-1）請負契約について、契約金額及び工期を変更するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既決契約金額 12億9,600万円 2 既決工期 平成28年3月11日から平成31年6月28日まで 3 変更契約金額 16億4,471万400円 4 変更工期 平成28年3月11日から平成32年3月31日まで 	

<p>N o 4 5</p>	<p>北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について (市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課)</p>
<p>北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定するもの</p> <p>1 指定する郵便局の名称 若松高須郵便局 八幡南郵便局</p> <p>2 指定する郵便局において取り扱う事務 下記証明書の請求（第三者による請求は除く）の受付及び引渡しに関する事務 (1) 戸籍の謄抄本等 (2) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書 (3) 戸籍の附票の写し (4) 印鑑登録証明書</p> <p>3 指定する郵便局において事務を取り扱う期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで</p>	

<p>N o 4 6</p>	<p>損害賠償の額の決定及び和解について</p> <p style="text-align: right;">(保健福祉局総務部総務課)</p>
<p>平成28年3月7日に発生したレインボープラザ地下1階における天井上部コンクリート落下事故に係る賃借権存在確認等請求事件について、損害賠償の額を決定し、及び和解するもの</p> <p>1 相手方 北九州市八幡西区 民間会社 北九州市八幡東区 社会福祉法人</p> <p>2 損害賠償の額 600万円</p> <p>3 和解事項</p> <p>(1) 相手方のうち民間会社（以下「A」という。）は、北九州市及び相手方のうち社会福祉法人（以下「B」という。）に対し、建物目録概要記載の建物の地下1階のうち、一部分719.590平方メートル（以下「本件建物部分」という。）につき、AとBが平成21年4月1日付けで締結した賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）が平成28年3月7日の経過をもって履行不能により終了したことを認める。</p> <p>(2) 北九州市及びBは、Aに対し、本件建物部分の明渡しを平成31年4月19日まで猶予する。</p> <p>(3) Aは、北九州市及びBに対し、前号の期日限り、本件建物部分を明け渡す。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

- (4) Aは、北九州市及びBに対し、第2号の期日限り、建物目録概要記載の建物及び物件目録概要(1)記載のタンクが存在する敷地内(以下これらを併せて「本件建物内」という。)の備品目録概要記載の動産及び物件目録概要記載の灯油をいずれも撤去し、及び搬出する。
- (5) 相手方及び北九州市は、本件建物部分中機械室に設置されているろ過機並びにその付属機械及び部品については、本和解成立日において、Aが北九州市にこれらの所有権を無償で譲渡することにより、Aが撤去し、及び搬出する義務を負わないことを確認する。
- (6) Aは、第2号の期日経過時に本件建物内に残置した動産等(前2号記載の動産等を含む。)については、その所有権を放棄し、又は所有権がないことを認め、北九州市及びBが自由処分することに異議を申し立てない。ただし、本件建物内の備品目録概要記載の動産、物件目録概要記載の灯油及び本和解成立日以後にAが本件建物内に搬入して残置した動産等の処分に係る費用は、Aの負担とする。
- (7) Aが第3号に基づく本件建物部分の明渡しを遅滞した場合(前号により本件建物内にAが所有権を放棄し、又は所有権がないことを認めた動産等(本和解成立日時点に本件建物内に存在するものに限る。)が残置されているだけの場合を除く。)は、Aは、北九州市に対し、第2号の期日の翌日から明渡済みまで1日につき10万円の割合による損害金を支払う。
- (8) Aは、Bに対し、未払賃料等25万5,812円及び未払解約金26万4,600円の合計52万412円の支払義務があることを認める。
- (9) Bは、Aに対し、本件賃貸借契約に係る敷金322万3,800円から次に掲げる金員の合計額を控除した残額(控除の順は、アからウまでの順番による。)を、第3号に基づく本件建
- (次頁に続く)

(続き)

物部分の明渡しの日（明渡しが遅滞したときは、実際の明渡しの日）から1箇月以内にAの指定する預金口座に振り込む方法により支払う。この場合において、振込手数料は、Bの負担とする。

ア 前号の合計金員（52万412円）

イ Aが第6号ただし書に基づき負担する処分費用

ウ Aが第3号に基づく本件建物部分の明渡しを遅滞したときの第7号に基づく損害金

(10) 相手方及び北九州市は、Aが第3号に基づく本件建物部分の明渡しを遅滞した場合（第6号により本件建物内にAが所有権を放棄し、又は所有権がないことを認めた動産等が残置されている場合を含む。）は、前号の敷金から控除することができる金額の範囲内において、Bが、北九州市に対し第6号ただし書及び第7号に基づく金員を直接支払う方法により、BからAに対する敷金の返還、Aから北九州市に対する第6号ただし書に基づく処分費用（以下「本件北九州市立替負担処分費用」という。）の支払及びAから北九州市に対する敷金から控除することができる金額の範囲内の第7号に基づく損害金（以下「本件敷金充当損害金」という。）の支払を一括決済することに合意する。

(11) Aが第3号に基づく本件建物部分の明渡しを遅滞した場合（第6号により本件建物内にAが所有権を放棄し、又は所有権がないことを認めた動産等が残置されている場合を含む。）は、Bは、北九州市に対し、本件北九州市立替負担処分費用及び本件敷金充当損害金を、北九州市がBに対して請求した日から1箇月以内に支払う。

(12) 北九州市は、Aに対し、本件の損害賠償金として金600万円の支払義務があることを認める。

(13) 北九州市は、Aに対し、前号の金員を平成31年5月20日
(次頁に続く)

(続き)

限り、第9号の預金口座に振り込む方法により支払う。この場合において、振込手数料は、北九州市の負担とする。

(14) Bは、Aに対し、本件の損害賠償金として金1,400万円の支払義務があることを認める。

(15) Bは、Aに対し、前号の金員を平成31年5月20日限り、第9号の預金口座に振り込む方法により支払う。この場合において、振込手数料は、Bの負担とする。

(16) Bは、北九州市に対し、第14号の損害賠償金に関し、北九州市に対する求償権がないことを確認する。

(17) Aは、その余の請求を放棄する。

(18) 相手方及び北九州市は、本件に関し、Aと北九州市との間、AとBとの間及び北九州市とBとの間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(19) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 建物目録概要

所 在 北九州市八幡東区中央二丁目30番1、30番3
(住居表示 北九州市八幡東区中央二丁目1番1号)
家屋番号 未登記
種 類 会館・本館
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造
階 層 地上8階地下2階
床 面 積 9,934.049平方メートル

5 物件目録概要

(1) 名称 灯油

所在 建物目録概要記載の建物2階玄関前の地下に設置された容量約2万リットルの地下タンク内

容量 2,630リットル

(次頁に続く)

(続き)

(2) 名称 灯油

所在 建物目録概要記載の建物地下2階に設置された容量約

490リットルのサービスタンク内

容量 100リットル

6 備品目録概要

机、ロビーチェア、事務用チェア等、42種82点

No 47	鹿児島本線戸畑・枝光間及び鹿児島貨物線浜小倉・黒崎間汐井町 牧山海岸線架道橋新設工事委託協定の一部変更について <p style="text-align: right;">(建設局道路部街路課)</p>
<p style="text-align: center;">鹿児島本線戸畑・枝光間及び鹿児島貨物線浜小倉・黒崎間汐井町牧山 海岸線架道橋新設工事委託協定の一部を変更するもの</p> <p>1 既決委託期間 平成28年12月9日から平成32年3月31日まで</p> <p>2 変更委託期間 平成28年12月9日から平成34年3月31日まで</p>	

No 48	<p>基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について</p> <p style="text-align: right;">(建築都市局計画部都市交通政策課)</p>
----------	--

基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に同意するもの

基本財産の額の変更（第16条関係）

		変 更 前	変 更 後	増 加 額
基本財産の額		2,229億3,560万円	2,236億5,860万円	7億2,300万円
出 資 の 額	福 岡 県	1,114億6,780万円	1,118億2,930万円	3億6,150万円
	福 岡 市	827億2,000万円	830億8,150万円	3億6,150万円
	北九州市	287億4,780万円	287億4,780万円	0円

<p>N o 4 9</p>	<p>市有地の処分について</p> <p style="text-align: right;">(港湾空港局整備保全部計画課)</p>
<p>若松区響町一丁目に所在する市有地を石炭貯蔵用地として売り払うもの</p> <p>1 土地の地目及び所在地 宅地 若松区響町一丁目104番1</p> <p>2 土地の面積 1万4,889.97㎡</p> <p>3 売払い予定金額 2億2,200万円</p>	

<p>N o 5 0</p>	<p>法面崩落災害に係る土砂の撤去に関する和解について (上下水道局総務経営部広域事業課)</p>
<p>平成30年7月6日に平成30年7月豪雨により門司区の市有地の法面が崩落した災害に係る建物内からの土砂の撤去について和解するもの</p> <p>1 相手方 北九州市門司区 女性 福岡県糸島市 男性 北九州市門司区 女性</p> <p>2 和解事項</p> <p>(1) 北九州市は、相手方に対し、本件災害に伴う本件建物における土砂の撤去費用に相当する和解金として、金589万2,912円を支払うものとする。</p> <p>(2) 北九州市は、本契約成立の日から30日以内に、相手方の指定する金融機関の口座に本件和解金を振り込んで支払う。</p> <p>(3) 相手方は、北九州市に対し、本契約成立後、本件土砂の撤去を請求しない。</p> <p>(4) 本件土砂の撤去前に相手方が本件建物の所有権を第三者に移転させた場合、相手方は、本件和解金の全額を、北九州市が指定する方法により、北九州市が指定する期限までに北九州市に返還する。</p> <p>(5) 北九州市及び相手方は、本件災害に関し、北九州市と相手方との間には、本和解事項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、それぞれ相手方に対して、裁判上又は裁判外において、何らの請求及び異議申立てをしない。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

- (6) 本和解の契約書の作成に要する費用は、北九州市の負担とする。

No 51	<p>取得した土地の瑕疵に関する和解について</p> <p>(上下水道局下水道部下水道整備課)</p>
<p>平成27年7月31日付けで東中島ポンプ場雨水滞水池公共下水道事業のため取得した土地に係る瑕疵について和解するもの</p> <p>1 相手方 東京都港区 民間会社</p> <p>2 和解事項</p> <p>(1) 相手方は、北九州市に対し、本件解決金として金3,539万1,600円の支払義務があることを認める。</p> <p>(2) 相手方は、北九州市に対し、前号の金員を本和解成立の日から1箇月以内に、北九州市の発行する納付書を用いて金融機関にて支払う。</p> <p>(3) 北九州市及び相手方は、北九州市と相手方との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認し、以後本件土地において新たな廃棄物の埋設が判明しても、北九州市は相手方に対し、今後いかなる請求も行わないものとする。</p>	

No.	件名	要 旨	
平成 30 年度 予算 規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	80 億 2,726 万 3 千円	5,836 億 5,113 万 4 千円
	特別会計	15 億 2,250 万円	4,052 億 3,378 万円
	企業会計	32 億 7,711 万 6 千円	2,448 億 5,149 万 6 千円
	合 計	128 億 2,687 万 9 千円	1 兆 2,337 億 3,641 万円
53	平成 30 年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 80 億 2,726 万 3 千円 2 総 額 5,836 億 5,113 万 4 千円	
54	平成 30 年度北九州市 国民健康保険特別会計 補正予算について	1 補正額 13 億 7,900 万円 2 総 額 1,057 億 7,900 万円	
55	平成 30 年度北九州市 土地区画整理特別会計 補正予算について	1 補正額 0 円 2 総 額 21 億 4,630 万円	
56	平成 30 年度北九州市 港湾整備特別会計 補正予算について	1 補正額 0 円 2 総 額 39 億 6,600 万円	

57	平成 30 年度北九州市 土地取得特別会計 補正予算について	1 補正額	0 円
		2 総 額	43 億 7,380 万円
58	平成 30 年度北九州市 産業用地整備特別会計 補正予算について	1 補正額	0 円
		2 総 額	5 億 4,580 万円
59	平成 30 年度北九州市 臨海部産業用地貸付 特別会計 補正予算について	1 補正額	1 億 4,350 万円
		2 総 額	5 億 8,070 万円
60	平成 30 年度北九州市 下水道事業会計 補正予算について	1 補正額	10 億円
		2 総 額	529 億 378 万円
61	平成 30 年度北九州市 公営競技事業会計 補正予算について	1 補正額	22 億 7,711 万 6 千円
		2 総 額	1,124 億 6,906 万 6 千円